○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号及び百一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森市浪岡大字大釈迦字沢田一〇四番一から同市大字鶴ヶ坂字川合一七四番一二五まで	前	A 一四・二〇～一二八・〇〇メートル	三・八六三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一四・二〇～一九二・九六	三・八四七	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市美濃庄町二九二番一から同市美濃庄町二九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

議案受領

四月二十四日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十四日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和八年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和八年度小規模企業施策」についての文書

参議院

議案送付

四月二十四日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

議決通知

四月二十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

答弁書受領

四月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問に対する答弁書（第三四号）

法律公布奏上及び通知

四月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度中小企業施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

（水産庁資源管理部長）農林水産技官　柿沼　忠秋

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表を命ずる

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命ずる

（水産庁増殖推進部長）同　魚谷　敏紀

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命ずる

（同）同　魚谷　敏紀

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表を免ずる

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を免ずる

（農林水産省大臣官房審議官）　福島　一

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を免ずる

（以上四月二十四日）

国家公安委員会

（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）警視長　小野　宏樹

岩手県警察本部長を命ずる

（警察庁警備局付）警視監　河原　雄介

大阪府警察本部副本部長を命ずる（以上四月六日）